

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	春日部市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/k-shisaku/my-number/johorenkei.html

執行機関名 春日部市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	春日部市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年条例第96号)に基づく子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1、第3の項 春日部市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年条例第96条)に基づく子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条、第2条	春日部市子ども医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。 第2条 全て国民は、 <u>児童</u> が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに <u>健やかに育成</u> されるよう努めなければならない。 第2項 児童の保護者は、 <u>児童</u> を心身ともに <u>健やかに育成</u> することについて第一義的責任を負う。 第3項 国及び地方公共団体は児童の保護者とともに、 <u>児童</u> を心身ともに <u>健やかに育成</u> する責任を負う。	第1条 この条例は、 <u>子ども</u> が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、 <u>子ども</u> に対する医療費の一部を助成することにより、 <u>子どもの保健の向上と福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		春日部市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年条例第96号)